

神奈川県最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

神奈川県労働局一般公示第 18 号

神奈川県地方最低賃金審議会は、神奈川県最低賃金の決定（改正決定）について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 25 条第 5 項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、神奈川県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和 7 年 7 月 23 日までに、神奈川県地方最低賃金審議会（横浜市中区北仲通 5 丁目 57 番地 横浜第 2 合同庁舎 8 階 神奈川県労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和 7 年 7 月 3 日

神奈川県労働局長      児屋野 文男